

和歌山県監査公表第 19 号

令和 3 年 3 月 15 日付け監査報告第 24 号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 6 月 4 日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 公益社団法人和歌山県体育協会

監査実施年月日 令和 3 年 2 月 17 日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) ジュニア活性化推進事業及びスポーツ少年団総合競技大会事業に対する補助金において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) トップアスリート育成事業及びコーチスキルアップ事業に対する補助金において、補助金交付決定前に大会参加費の支出や、切符購入を行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 補助金の交付を受けようとする団体に対して、適正な審査が行えるよう、実績報告書等の提出に際しては、金額の内訳等が分かる資料の提出や証拠書類の記載に不備がないようにすること等について、指導を徹底するとともに、より厳格な審査を実施していく。</p> <p>(2) 補助金の交付を受けようとする団体に対して、補助事業の執行や関係事務の処理に当たっては、実施要綱に基づき、適正に行うよう、指導を徹底するとともに、より厳格な審査を実施していく。</p>

2 公立大学法人和歌山県立医科大学

監査実施年月日 令和 3 年 2 月 17 日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 契約保証金の免除申請において、契約実績の期間の要件を満たしていないものを契約実績としていた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 業務委託の支出契約決議において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 現金の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 収納した現金の金融機関への払込みを怠っていた。 イ 収納した現金の金融機関への払込みが遅延していた。</p> <p>(4) 小口現金出納帳において、次の不適切な事例</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 契約保証金の免除の条件について、再度周知するとともに、免除申請書に記載された契約実績の内容について確認の徹底を図った。</p> <p>(2) 公立大学法人和歌山県立医科大学文書決裁規程に定められた決裁区分について、再度周知するとともに、決裁ごとに決裁区分の確認の徹底を図った。</p> <p>(3) 令和元年度に収納し、払い込んでいなかった現金について、所定の口座に入金し、過年度未納分として事務処理を行った。 また、収納した現金の金融機関への払込み漏れ及び払込み遅延を防止するため、経理責任者が領収書の控え、通帳及び現金出納簿により、収納した現金の入金を確認するよう、徹底を図った。</p> <p>(4) 毎月月末に通帳記帳を行った際に、小口現金と</p>

<p>があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 小口現金として取り扱えない現金を小口現金出納帳に記帳していた。</p> <p>イ 小口現金残高及び摘要欄の記載を誤っていた。</p>	<p>して取り扱えない現金の入金がないか確認を徹底するとともに、小口現金出納帳の正しい記入例を作成し、適正に記載するよう、徹底を図った。</p>
--	--

3 公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター

監査実施年月日 令和3年2月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 月次決算が行われていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 会計伝票について、関係する責任者の承認印が押印されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 担当者において作成された決算書類について、会計責任者である事務局長が毎月末に会計記録を整理し、その内容を理事長に提出することとした。</p> <p>(2) 会計責任者である事務局長において、担当者に対し伝票が作成された日ごとに報告の上、決裁を仰ぐことを指導し、承認印を確実に押印することとした。</p>